

致した際に一部の方からの意見聴取を根拠にしたとの説明がされていくが、それ以外納得する説明が得られず、資料も示されなかったことから、この発言の明確な根拠は確認できなかった。

また、この発言はプラザに加入していなければ商品を納入できないと、世間に誤解を与える表現であることから適切ではなかった。

項目4 「仕入れをプラザに全面的に依存していることが、観光物産公社の経営上の問題である。二重構造になっている」との発言

結論市長は、参考人として招致した際に、職員の業務メールの内容を根拠として二重構造の説明をしていたが、関係職員から「二重構造の解消を意図するものではない」との上申書が議長へ提出され、さらに関係職員から意見聴取も行っている。その結果、説明に使用した資料は、根拠として認

められないものであり、この発言の明確な根拠は確認できなかった。

項目5 「店頭価格調査をこの間ちよつとしておきます」「店頭価格調査はしておきます」との発言

結論市長は、根拠資料を求めた際は、公文書不存在との回答をされており、参考人として招致した際にプラザの会員3者から意見聴取を行ったものを根拠としたとの説明をしているが、比較ができない調査であり、また調査を行ったと発言できるような調査ではなかったと言わざるを得ないことから、明確な根拠となすものは示されなかった。

※調査についての審査報告書の全文は市ホームページに掲載しております

【ホームページ掲載先URL】
<https://www.city.y.kazuno.lg.jp/soshiki/gikai/gyomu/1/6/11860.html>



かづの観光物産公社に関する発言の撤回と謝罪を求める動議を提出

6月定例会最終日に報告された議会運営委員会の調査報告を受け、児玉悦朗議員より市長のかづの観光物産公社に関する発言の撤回と謝罪を求める動議が提出され、可決されました。提案趣旨と市長の発言については以下のとおりです。

○提案趣旨

関市長は令和5年9月20日に行われたかづの観光物産公社の取締役会の席上、突然に畠山社長の解任を通告した。この解任通告は法的に認められないもので、登記には至らなかった。これによって公社の業務は混乱し、事態の收拾に迫られることになった。

突然の解任の根拠にしたのは、かづの観光物産公社27期に5000万円の長期借り入れをしたことや、28期の

観光物産公社と市政の混乱を招いたことについて責任を痛感すべきであり、これまでの発言を撤回し、謝罪を求めるものである。

○市長発言

公社の改革についてはとても重要なことであると考えている。今までも進めようとしていたが、うまく進まずにいたことから今後不退転の覚悟で進めていく。今回の動議の内容については、5月9日の議会運営委員会の際にも説明をしたが、全体像を説明する機会がなかったことや、発言等に誤解を含む点多かったことから、今後にも正確に説明していきたい。

また、公社の役員を当時担当した職員から提出された上申書においても関市長の事実誤認が指摘されている。これらのことから関市長は鹿角市政を預かる市長として自身の事実誤認による誤った発言と行動によりかづの